

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第1回専門小委員会を始めさせていただきます。

先日の第1回の総会におきまして、専門小委員会の委員長を仰せつかりました山本でございます。

それぞれの御専門、あるいはそれぞれの分野の立場から、あるいは観点から様々な御意見をいただくことによって、この専門小委員会が充実したものになると思いますので、今後とも皆様から様々な御意見をいただき、それを集約する形で、この専門小委員会の議論を進めてまいりたいと思います。皆様、どうかよろしく願いいたします。

本日の専門小委員会につきましては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点及び東京都においてまん延防止等重点措置が適用されたことから、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

まず、専門小委員会の運営についてお諮りをいたします。1月14日に首相官邸で開催された第1回総会におきまして、総会の運営については原則として公開する。また、その場合、内閣府総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できることとし、議事録は発言者の名前入りでホームページなどを通じて公表するということが決定されたところです。

専門小委員会の運営につきましても原則として公開とし、会議の実施は総務省、内閣府記者クラブに通知した上で開催したいと思っております。

議事録につきましても原則公開することとし、速やかな公表に努め、総務省ホームページに掲載することとしたいと思っております。議事録の掲載に当たっては、あらかじめ発言者に内容の確認をお願いしたいと思っております。

会議の配付資料につきましても原則公開といたします。

このように専門小委員会の運営は基本的に総会で決定された議事運営と同様にしたいと考えておりますけれども、御意見・御質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次にまいります。第1回総会におきまして、今次の地方制度調査会に対して、岸田内閣総理大臣から社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展及び新型コロナウイルス感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係、その他の必要な地方制度のあり方について調査審議を求めるとの諮問を受けたところです。

本日の審議に当たり、参考となる資料を事務局に用意していただいております。

事務局から簡潔に説明をお願いいたします。三橋行政課長からお願いをいたします。

○行政課長 それでは、私のほうから今後の調査審議に当たりまして参考となる基礎資料を本日御説明させていただきます。

1ページは諮問事項でございます。2から9ページまでが地方公共団体を取り巻く客観的な状況につきましてまとめたものでございます。

2 ページは総人口の推移でございます。我が国の総人口は2008年をピークに減少しており、今後も減少が見込まれること、東京圏、沖縄県など9都府県以外におきましては人口減少が続いているという状況をお示ししております。

3 ページは人口構造の変化の見通しでございます。2040年には団塊の世代及び団塊ジュニア世代が高齢者となること、人口ピラミッドがいわゆる棺おけ型となることなどをお示ししております。

4 ページは出生数及び合計特殊出生率の状況でございます。我が国の出生数は第2次ベビーブームをピークに一貫して減少しており、近年は年間100万人を下回っている状況でございます。合計特殊出生率につきましても平成18年から上昇傾向にあったものが、28年から再び低下基調に転じています。それから、都府県別に見ますと、東京都、大阪府やその近隣府県などにおきまして、全国平均を下回っているという状況をお示ししております。

5 ページは死亡数及び死亡率の状況でございます。我が国の死亡数・死亡率はおおむね一貫して増加傾向にございます。また、疾病構造でございますけれども、結核等の感染症から生活習慣病や老化に伴う疾患中心へ転換してきている状況をお示ししております。

6 ページは東京一極集中の状況でございます。人口流入によりまして東京圏に人口が集中し、東京圏以外からは人口が流出しているという状況でございます。また、年間を通じまして新型コロナウイルス感染症の流行下にありました2020年度におきましては、東京都は前年度から転入超過数が大幅に縮小しております。他方、近隣の埼玉県、千葉県、神奈川県は転入超過数に大きな変化が見られなかったという状況でございます。

7 ページは世帯数・世帯構成の推移と見通しでございます。全世帯数は減少が見込まれる一方、単身世帯、高齢者単身世帯、ひとり親世帯などは引き続き増加することが見込まれております。都道府県別に見ますと、ひとり親世帯割合が全国平均を上回りますのは、東京都、大阪府、京都府等の大都市を抱える都道府県が多いという状況にございます。

8 ページは女性就業率・高齢者就業率の推移でございます。グラフにありますように、女性就業率・高齢者就業率は増加傾向にあるという状況が見てとれます。

9 ページは災害リスクエリアに居住する人口の推移でございます。日本全国の災害リスクエリア内人口につきましましては、2050年には7000万人を超えるという状況でございまして、総人口に対する割合は約2.8%増加すると予測されているという状況でございます。

ここまで主に客観的な状況ということで御説明をさせていただきました。

10ページから第32次地方制度調査会の答申の概要、その取組についての御紹介でございます。

10から11ページが答申の概要でございます。第32次地方制度調査会におきましては、2040年頃にかけて人口減少・高齢化等の人口構造の変化が進むことなどを踏まえまして、また、新型コロナウイルス感染症への対応を通じまして、デジタル社会の可能性が広く認識されたということを基本的な認識として答申をいただいたところでございます。答申の柱としては、地方行政のデジタル化、公共私連携、地方公共団体の広域連携、地方議会という

柱で答申をいただいたというところでございます。

12ページでございますが、答申を踏まえた主な対応でございます。

地方行政のデジタル化につきましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が成立いたしております。また、答申で触れていただきました個人情報保護の関係でございますけれども、個人情報保護法や行政機関個人情報保護法という国の個人保護制度が分かれていたものが一本化されることに伴いまして、地方公共団体の個人情報保護制度につきましても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定するという個人情報保護法の改正が成立しております。

また、公共私連携につきましては、自治会等が市町村長の認可によって法人格を取得する認可地縁団体制度の改正、また、地方公共団体の広域連携につきましても所要の財政措置が講じられるという取組を行っております。

これ以降、諮問事項に関連する基本資料を御説明させていただきます。

13ページは情報通信技術の発展につきまして年表にしたものでございます。

14ページはデジタルガバメントの取組に係る法整備や政府戦略の状況を年表にしたものでございます。この中で、特に地方公共団体に関係いたします主なものについて、以下御紹介をさせていただきます。

15ページはデジタル手続法の概要でございます。これは平成14年に成立いたしております行政手続オンライン化法を令和元年に改正いたしまして、名称を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」と改めまして、行政のデジタル化に関する基本原則及び行政手続の原則オンライン化のための必要な事項等を定めたものでございます。

16ページは令和3年5月に成立いたしましたデジタル改革関連法の全体像の資料でございます。新型コロナウイルス対応におきましてデジタル化の遅れなどが顕在化したことなどを背景といたしまして、デジタル庁設置法やデジタル社会形成基本法など合計6本の法律がデジタル改革関連法として令和3年の通常国会で成立しております。16ページの右下の方ですけれども、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律も位置付けられているというところでございます。

17ページでございます。地方公共団体の情報システムの標準化の取組でございます。標準化法制定以前の状況ですと、各地方公共団体が情報システムを個々に調達して、個別対応しており負担が大きい、また、クラウド利用が円滑に進まない、住民サービスを向上させる適切な取組を迅速に全国に普及させることが難しいという課題に対しまして、標準化法制定後、標準化対象となる事務を特定いたしまして、そのシステムは標準化のための基準に適合することが必要という取組を進めているものでございます。

17ページの下にございますとおり、現在20の業務を標準化対象業務としておりまして、各省庁におきまして標準仕様を検討中でございます。この過程では地方公共団体の実務者の意見を聞いたり、一定の段階で地方公共団体に意見を照会するというプロセスが取られているところでございます。令和7年度までに基準に適合したシステムへの円滑な移行を

目指すことといたしております。

18ページは標準化法の概要でございますので、説明を省略させていただきます。

19ページは地方公共団体の個人情報保護制度の共通ルール化でございます。個人情報保護法の改正によってできたものでございます。個人情報保護法改正以前ですと、地方公共団体ごとに個人情報保護条例を制定して、団体ごとの条例の規定・運用の相違がある、そして、それがデータ流通の支障となるという問題、いわゆる2000個問題と言われたものがございました。これに対しまして国際的な制度調和、あるいは我が国の成長戦略との整合性という観点から、国の個人情報保護制度の一本化と併せまして、地方公共団体の機関もこの個人情報保護法の対象とするという内容でございます。

20ページは改正後の個人情報保護法に基づきます地方公共団体の個人情報制度の概要でございます。

21ページは感染症関連の資料で、経済財政運営と改革の基本方針2021でございます。今回の地制調の諮問となります元になったものですが、第3章の国と地方の新たな役割分担等という中で、地制調において検討するということが記載されているところでございます。

22ページは新型コロナウイルス感染症の感染状況等の推移、これを現在の公表資料からお付けしているものでございます。

23ページは感染症法における国と都道府県、保健所設置市・特別区の関係を示したものでございます。感染症法におきましては、積極的疫学調査や入院措置などの患者に対する権限行使、病床確保の協力要請などの民間事業者に対する権限行使は、第一義的には保健所を設置する自治体の長、これは都道府県知事、または保健所を設置する市・特別区の長が行うものとされております。国は感染症予防の基本指針の作成や緊急の必要があると認めるとき等の自治体への指示を行うものとされております。

図をご覧くださいますと、国が基本方針を策定する、下のほうを見ていただきますと、都道府県、保健所設置市・特別区とあり、都道府県は都道府県の保健所を持っておりますけれども、基本的には指定都市・中核市、それから特別区につきましては、それぞれ保健所を持っておりますので、それが保健所設置市・特別区として直接国と向き合いまして報告、あるいは指示を受けるという関係にある構造でございます。

令和3年の法改正によりまして付け加えた仕組みを赤字で記載させていただいております。令和3年の改正までは保健所の情報、特に保健所設置市・特別区の情報国に直接報告され、都道府県を経由しない扱いでしたけれども、これにつきましては、現在は都道府県へも報告する形となっております。

24ページは新型インフルエンザ等対策特別措置法における国と都道府県の関係を示したものでございます。新型インフル特措法におきましては、休業要請など民間事業者に対する権限行使の多くは都道府県知事が行うものとされております。国は緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の公示及び基本的対処方針に基づく総合調整や指示を行うものとされて

いるところでございます。

図をご覧くださいますと、国が対策本部を設置し、緊急事態宣言、それから、令和3年の改正でまん延防止等重点措置というものも設けられましたけれども、これを公示する権限があります。一方で、民間事業者に対する休業要請などの権限は都道府県知事が行うものとされております。これは指定都市・中核市や特別区の区域も含めて都道府県知事が行う形となっているところでございます。

25ページは新型インフル特措法等について、令和3年に改正された事項についてまとめた資料でございます。

27ページからは地方自治制度に関する基本的な資料を御説明させていただきます。

まず、27ページは地方公共団体の種類につきましてまとめたものでございます。人口規模の最大最小のもの、あるいはその種別の人口に占める割合をお示ししております。

28ページは地方自治制度・地方分権改革をめぐる主な動きにつきまして年表にまとめたものでございます。

このうち、29ページでございますが、平成11年の地方分権一括法の全体像を示したものでございます。地方分権一括法によりまして機関委任事務制度が廃止され、また、自治事務、法定受託事務という形で大きく再構成をされているところでございます。また、国の関与につきましても機関委任事務に伴います包括的指揮監督権が廃止され、関与についての新しいルールを創設する取組がなされているところでございます。また、権限移譲等の一連の分権改革がなされたのがこの平成11年の改正法でございます。

30ページは国と地方の役割分担についての資料でございます。地方自治法に定めます国と地方の役割分担の概観でございますが、地方自治法の中で地方公共団体は地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされております。地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理するものとされております。

これを達成するために、真ん中のところですが、国は本来果たすべき役割を重点的に担うと法律で規定されております。国が本来果たすべき役割として、国際社会における国家としての存立に関わる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務など、3類型が示されているところでございます。それから、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねると規定されているところでございます。また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たりまして、地方公共団体の自主性や自立性が十分に発揮されるようにしなければならぬと規定されておきまして、地方公共団体に関する制度や施策、運営の基本が法律で定められている場合等におきまして、国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準、また、地方公共団体に配分された事務の処理に関しまして法令の適用、法令の解釈、運用基準として、それぞれ機能されることが期待されているところでございます。

31ページは地方公共団体の事務に関する制度の企画立案段階についての関連規定でござ

います。真ん中の帯ですけれども、地方公共団体が行う事務のうち、法令等によりまして制度が定められている事務と、法令等により制度が定められていない事務とに大別されます。また、法令等に基づき制度が定められている事務につきましても自治事務・法定受託事務とに分かれています。

先ほど申しあげましたように、国は地方公共団体に関する制度の策定に当たりまして、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならない、それから、地方公共団体に関する法令の規定は地方自治の本旨に基づき、かつ国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえているものでなくてはならないということが定められてございます。

また、法定受託事務に関しましては、地方分権一括法の附則におきまして、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、適宜適切な見直しを行うものとするという規定が盛り込まれているところでございます。

32ページは地方公共団体の事務処理への国の関与についてまとめたものでございます。地方公共団体の事務処理に関する国の関与につきましては、法律又はこれに基づく政令で定めなければならない、また、地方自治法が定める枠組みとして自治事務、法定受託事務、それぞれに以下のような立法基準に即さなければならないということがございます。繰り返しになりますけれども、国は、地方公共団体が国の関与を受け、または要することとなる場合には、その目的を達成するために必要最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなくてはならないということでございます。

それから、自治事務に関しまして、例えば同意とか許可、承認、指示、こういうものは特定の場合以外設けない、あるいは原則として自治事務に対しては代執行その他の関与については設けないという規定が盛り込まれているところでございます。

33ページ、事務執行の段階についても、法令や施策を解釈・運用する際には、地方自治の本旨に基づき、国と地方公共団体は適切な役割分担を踏まえてこれを解釈し、運用しなくてはならないということでございます。

34ページは法定受託事務のメルクマールと主な事務についての御説明でございます。平成10年に閣議決定されました地方分権推進計画におきまして、地方公共団体の事務を法定受託事務とする場合のメルクマールが示されております。左側に法定受託事務のメルクマールを示し、主な事務が右側に掲げられているところでございます。

今回の諮問に関連するものと、35ページですが（4）の広域にわたり国民に健康被害が生じること等を防止するために行う伝染病のまん延防止、それから、医薬品等の流通の取り締まりに関する事務につきまして、法定受託事務のメルクマールに位置付けられているというものでございます。

36ページは地方公共団体の事務の実施に国が強い関心を持って関わる手法についての御説明でございます。

まず、指示ですけれども、自治事務の中におきましても、例えば警察法、あるいは災害

対策基本法の中に広域的な対応を求める場合等につきまして、指示権の規定が盛り込まれています。

それから、並行権限の行使でございます。地方公共団体が指示に従わない場合等におきまして、例えば建築基準法、あるいは都市計画法などの中に国による権限行使の規定が設けられております。

また、代行という仕組みがございます。地方公共団体の要請があった場合等ですけれども、大規模災害復興法ですとか、道路法などに規定があります。

37ページは国等の関与に関する係争処理の仕組みの御紹介でございます。国と地方の間で係争がある場合には、国地方係争処理委員会において審査が行われるということでございます。また、都道府県と市町村の間の係争につきましては自治紛争処理委員制度がございます。

38ページは国の施策に地方公共団体の意見を反映するための仕組みの御紹介でございます。まず、地方6団体の意見の申出、それから、地方公共団体に対しまして新たに事務、または負担を義務づける場合におきましては、地方6団体に当該施策の内容を情報提供しなくてはならない仕組みがございます。

それから、国と地方の協議の場につきまして、平成23年に法律が成立いたしまして、同法に基づきまして協議が行われているという状況でございます。

39ページは地方公共団体間の事務の共同処理制度の概要と運用状況でございます。大別いたしまして、法人の設立を要しない簡便な仕組みによるものと別法人の設立を要する仕組みのものがそれぞれございます。御覧いただければと思います。

以上が資料に基づきます御説明でございます。

このほか、本日の資料として参考資料1と参考資料2を配付させていただいております。

参考資料1につきましては、先日の総会でいただきました岸田総理からの諮問事項の諮問文でございます。

参考資料2でございます。第1回総会におきまして、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の代表の方から、地方議会の団体意思決定機関としての位置付けを明確に定める地方自治法の改正をして欲しいという御意見をいただいたところでございます。その総会の後に、事務局の方にそれぞれの議長会の決議事項として資料が提出されましたので、本日皆様の方に御報告させていただくものでございます。

大変急いで御説明いたしましたけれども、私からの御説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、本日は初めての専門小委員会ですので、お集まりの委員の皆様から簡単な自己紹介と諮問事項に関する御所見、先ほどの事務局からの説明に対する御質問・御意見等について御発言をいただきたいと思っております。

発言順につきましては五十音順でお願いしたいと思っておりますが、宍戸委員におかれましては間もなく御退席をされる予定と伺っておりますので、宍戸委員からお願いいたします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸と申します。このたびは発言順を繰り上げていただき本当にありがとうございます。私の専門は憲法と情報法でございます。この地方制度調査会との関係で申しますと、第32次から引き続いて参加させていただき、委員の先生方に色々また教えていただきながら考えていきたいと思っております。

私からは審議事項との関係で大きく3点申し上げたいと思います。

第1は、諮問事項において社会全体におけるデジタル・トランスフォーメーションの進展、これを踏まえて国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係について調査審議ということに関わることでございます。先ほど申し上げました第32次の調査会答申におきましても、地方行政のデジタル化が一つの、しかも第1の柱として掲げられていたところであり、その後も非常に大きな政策の進展が国全体で見られるところでもありますので、それらをフォローアップしながら地方において何が求められるのかということをしつかり議論していくことが肝要ではないかと思っております。

一般に、サイバー・フィジカルの融合する世界ということがこの間、デジタル・トランスフォーメーションについて言われるわけですが、そうなったときに、パブリックセクターとして見ますと、サイバーとフィジカルの接点となる、その最前線におられるのは総合的な行政主体であるところの地方公共団体、とりわけ基礎自治体であるということは論をまたないところだろうと思っております。

他方、デジタル化が進展する中で社会の変化、技術の変化、サービスの変化、こういったことに多くの住民が追いついていけないことがあるということは、よく言われます誰一人取り残さないデジタル化の理念に反することでもあり、また、そのような懸念自体がDXの障害になるということが予想されるところでございます。

そうして考えてみますと、地方公共団体、とりわけ基礎自治体が、住民、消費者としての顔もありますし、生活者としての顔もあります。また、公共へ参画する民主主義の学校としての地方公共団体といった観点から、住民の権利利益をDXが進む中で擁護する、そこには住民のキャパシティビルディングということも含まれると思っておりますが、こういった地方公共団体の役割、デジタル社会における役割を再定義した上で、必要な権限であったり備えというものを与えていくことが重要ではないかと考えております。これが大きな1点目でございます。

2点目は、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体の関係に関して、いわゆる平時について少し申し上げたいと思います。平時における国・地方関係の見直しにつきましては、先ほど御紹介いただきました個人情報保護法の改正、国と地方の個人情報のルールの共通化をめぐる作業が一つのモデルを提供しているのではないかと考えております。私自身、そこでの議論に別の角度からも関わらせていただきました。

一方では、地方自治体の中でも非常に個人情報保護に取り組んでこられた、また、現実にある意味では国よりも進んだ取組をされておられた自治体と、他方で、例えば情報漏えいの問題であったり、個人情報保護審議会の運用などにおいて、必ずしも地方自治の本旨、



住民自治を生かし切れていると言えないような自治体がまばらに存在する中で、このルールの共通化が行われたわけであります。

よく情報法の関係者の観点から見ると、いわゆる2000個問題を解消したという意味で、これはいいことだと思われると同時に、特に先進的な自治体、あるいはその自治の現場に関わってこられた識者の方からは、このような立法政策は地方における個人情報保護の水準を切り下げるものだというような批判もされているところでございます。

こういった中で、個人情報保護委員会を中心としてルールの整理をガイドライン等を含め非常に精力的にされてきているわけですが、ここに見られるのは、いかに地方の声を吸い上げて、国・地方のルールを見直していくことが難しいかということであり、また、私もそれを痛感したところであります。

必ずしも地方公共団体のあり方が、それぞれの行政分野において均質的・画一的でないところで、いかにして、まず標準的な、そして、国として統一的にルールを定めるべきかという観点から、地方はこうであるということをも把握して、施策を打っていく。同時に先進的であったり、逆にルールが統一化されても追いついていけないかもしれない自治体の声をどうやって吸い上げていくか、先ほどお話がありました意見反映の仕組みとの関係で非常に重要な課題を提起していると思いますし、むしろデジタル化をそういった国・地方の関係を、個別最適を通じて全体最適に持っていくためにうまく整えていくことも重要ではないかと思っております。

この関連で申しますと、デジタル臨時行政調査会等において、この間デジタル原則が定められ、デジタル社会の実現に向けた重点計画において、国の行政はこのデジタル原則への適合を進めていくべきこと、他方で、地方公共団体におかれても、このようなデジタル原則の導入を国として応援していくことが基本的な方向として示されているものと承知しております。これは国・地方関係において非常に大きなお話だろうと思っております。

本来何をするかということ自体、Whatは地方公共団体が住民自治の下で定める。しかし、住民に対して行政サービスを提供するHowの部分についてはある程度標準的に整理される、そこでももちろんそれぞれ自治の特性があれば、そこから入ることがもちろんあっていいのだらうと思っておりますけれども、このデジタル原則の地方における定着等についてできるだけ、この第33次地方制度調査会でも地方の現場の声を生かすような形で調査審議をして提言していくことが望まれるのではないかと思っております。

長くなりますが最後に3点目、非平時における国・地方関係についてでございます。これについては憲法学者が一部苦手な分野でもございますので、あまり大したことは申し上げられないのですが、非平時で国と地方がいわば連携、あるいは融合するような形で行政を行うこと自体は大変必要なことであり、また聞こえもいいわけですが、これが現実に実効的に回るようにすることが大変重要であろうと思っております。

要するに現場で起きていることを地方で把握して、それが1回国に集約され、国に分析されてこうしよう、ああしようということで地方に帰ってくるという、その行ったり来た

りの分、時間がかかるわけです。また、そこでゆがみが生じないかといったことも考えられますし、何よりも地方の現場で、いわば国の指示待ちになることが非常に懸念されるところでもございます。そういった点に御配慮いただいた上で、いわゆる非平時、例えば新型コロナウイルス感染症の対応で直面した課題への対応、国・地方関係の整理について御配慮いただければと思います。

とりわけ国・地方の間では、国から地方へ例えば通知などで色々な指示がいっぱい行くことがその時々であるのだらうと思いますけれども、通知がいっぱい下りてくればくるほど現場で受けとめ切れない、分析できない、対応できない、何か知らないけれども引き出しにしまわれたままというようなこともあったりするように拝察しております。行政内部というだけでなく、国・地方の融合ないし連携のプロセスとして、国会でもいいですし、あるいはそれぞれの地方の現場でもいいのですが、しっかりと可視化されて統制されるということが、この非平時においてこそ必要ではないかと私としては思っております。

長くなりましたが、私からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員 東京都立大学の伊藤でございます。私の専門は行政学、都市行政論で、地方制度調査会には第30次から参加させていただいております。

今回、総理からの諮問事項は大きく2つに分かれると理解しています。一つはDXの進展に伴う地方制度のあり方をどうするか、それから、新型コロナウイルス感染症対応で明らかになった課題に対して地方制度上どう対応するかという問題だと思います。これら大きな2つの点につきまして、私の現時点での意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、最初のDXのほうですけれども、先ほど宍戸委員からも御発言がありましたとおり、この間デジタル手続法、あるいはデジタル改革関連法の制定によって、特に地方公共団体と住民の間での情報のやりとりに関してDXを進めていく制度的基盤はかなり整備されたと考えています。また、自治体間での基礎的な行政サービスの提供についてもDXによる標準化が進むことが期待されています。

その上で、恐らくさらに進めていく必要があると思うのは、国と自治体の関係において手続等のデジタル化を進めていくという視点だろうと思っております。私は内閣府の地方分権改革有識者会議の提案募集検討専門部会の構成員として、この間提案募集方式による地方分権改革にも関わってまいりました。近年では自治体から国に様々な情報を提供・報告するときに、DX・デジタル化とはそぐわない仕組みに関して、自治体から色々な提案が出ているということがあります。市町村から上がってきた情報を都道府県が集約して、それを国に伝えるというルートになっているわけですが、この間、基本的に紙でやりとりするというような話がありまして、その部分について、さらにDXを進めることはできると思っています。

その部分をきちんと手続面で公正性と正確性を確保しつつ、DXに適合的な業務のあり方

を国も自治体も見直すという課題の中で、どう制度的な手当を行うかということもこの地方制度調査会で議論できるのではないかと考えております。これは昨今の統計不正の問題とももしかしたら絡むところかもしれません。

大きな2点目は、新型コロナウイルス感染症対応ということです。この感染症対応で問題になったのは、地方分権改革によって国が自治体に関与できる余地が狭められたからだという見方が一部あります。もちろんそういった場面もないわけではないと思いますけれども、私個人としては、感染症対応が非常に国も自治体も苦慮したとことの一つの原因は、圧倒的に現場でのリソースが足りない、特に人的な資源が足りないという状況が、こういった課題を生み出している部分があるのではないかと考えています。

非平時に国の関与を強める制度設計を行うことはもちろん可能ですし、重要なテーマだとは思いますが、権限を強化してもリソース不足が解消されないと、結果的には実効性が期待できない状況にあると思います。ただ、地方制度調査会として、このリソースの問題にどこまで踏み込むかというのはなかなか難しい判断だと私も理解しております。

先ほど御説明いただいた資料の36ページに、国が強い関心を持って関わる手法について、現行の仕組みが整理されております。この仕組みはもちろん国の関与を強めるということの前提で使える部分もあるわけですが、恐らくは現行制度で規定されているこういった手法の基本的な形は同じだとしても、よりプッシュ型といいますか、国がより能動的、積極的にこういった指示ですとか、並行権限の行使、あるいは代行ができるような仕組みをつくらせるとことになるのかもしれないと考えております。

ただ、その場合であっても、これまでの地方分権改革との整合性をどう担保するかということと、それから、平時と非平時の切り換えをどううまく設計するかという課題があると認識しております。今次の地方制度調査会でこういった件についても検討されることが想定されていると思いますので、これまでの経験を生かして調査審議に関わってまいりたいと思います。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

本日、15人の委員の方と、さらに会長・副会長からも御意見をいただくこととなりますので、お一人大体3～4分程度をめどにお願いできればと思います。申し訳ございません。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 今期初めて参加させていただくことになりました早稲田大学電子政府・自治体研究所の岩崎尚子と申します。貴重な機会を賜り御礼申し上げます。私の専門は電子政府・自治体やICT人材育成、高齢社会と情報社会の融合をはじめとするICT政策を中心に研究をしております。最近では国連とSDGsとDXの研究も行っております。

本日御説明いただいた内容や資料に基づきまして、若干のコメントや御意見を申し上げます。

まず、深刻な超高齢社会を迎える中で、行政の業務システム・プロセスの標準化やAIな

ど技術の導入等を推進されてこられた行政のDXはコロナ対策で一気に顕在化したわけですが、ウィズコロナの大変な最中に中央政府はもちろんですけれども、地方公共団体もしっかりとDXを進めてこられていると拝察しております。

早稲田大学の世界電子政府ランキングのトップに位置しております国々におけるデジタルを活用した取組のスピードは非常にすさまじく、政府のデジタル化に寄与していると考えております。当研究所が提言しております第5世代のデジタル政府は5G活用型のモバイル政府や、AIイノベーション創造型政府などの新潮流が見られます。

今回、第33次地方制度調査会の最大の課題は中央と地方の連携や地方自治体間の連携、また、地方制度のあり方と伺っております。地方自治法が中央の指揮権と地方の自立において一番の課題であると考えます。日本はデジタル時代に見合う国、都道府県、市区町村の権限を明確化していく必要があると思います。平成26年の地方自治法改正によって広域連携が可能になりつつありますが、デジタル化が普及すれば人口や経済規模にかかわらず隣接する以外の自治体とのネットワークも可能になると考えます。

関連して5点ほど意見・提言を簡単に申し上げます。

まず、デジタルイノベーションの推進で行政コストの削減や効率化による行財政改革に資するということが大事だと考えます。標準化はその意味で非常に合理的で、現時点で20の対象業務が標準化される予定でありますが、今後拡充が求められるかと考えます。

2点目、地方自治体の中には特に人口1万人以下の自治体でDXの必要性の認識に差が見られると考えております。国・地方公共団体の認識の共有と人材育成が必要不可欠だと思います。

3点目ですが、国連とSDGsのDXの融合分野について現在研究をしておりますが、先ほど宍戸委員からも御指摘がありましたように、やはり誰も取り残さない社会を目指すためにはユーザー側のデジタルツールの利活用率の向上が大事であり、マイナンバーカードの活用のデジタル政府を進める中央と行政サービスの充実の向上を図る自治体の連携はマストであると考えます。

4点目、コロナなどの災害時にはリアルタイムデータの把握が大事であります。さらに平時においても民間との連携でオープンイノベーションの推進に寄与すると考えます。したがってデータの収集、信頼性の確保の面でどう連携していくべきなのか、権限並びにデータの所有権の議論も必要かと考えます。

これに関連しまして、やはり信頼のおけるデータ連携のためには、ブロックチェーンなどの改ざん防止に適したデジタル政府の構築も必要不可欠で、自治体の規模にかかわらず今後進めていく課題かと考えます。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

太田委員、お願いします。

○太田委員 東京大学の太田匡彦と申します。専門は行政法と社会保障法です。地方制度

調査会には、たしか伊藤委員と同じく第30次からお世話になっていると思います。

諮問文を拝読して考えたことを二、三簡単にお話ししたいと思います。

まず、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の関係という一番のテーマについて、この部分は今後の人口構造に鑑みて連携・協力を一層進めることは、もう不可避であろうと思います。少子高齢社会の進展を先取りする形で連携・協力を深めていく必要があります。この際、全員が減っていくということになりますので、誰か何らかの主体が余力を持って困っているところを助けるというような構造にはならないということを理解して議論する必要がありますが、第32次でも議論してきましたが、前提になると思います。

ただ、第32次地制調でも最後問題になりましたが、この連携を深めていく、これをどのようにするかという点において、今なお大きな問題を抱えており、積み残しになっておりますので、この点をどうするかということが問題になるのだろうなと思っております。

デジタル・トランスフォーメーションに関しましては連携・協力を深めていく手段等々として、誰も取り残さないような形でということにはなりますが、一層の活用を図るべきだろうと考えています。

2番目に、感染症対応で直面した課題等を踏まえてということを要求されておりますが、私もこれは伊藤委員と同じく結局はリソースの問題だろうと、危機になってからリソースが出てくるようなことはあり得ないと考えています。むしろ個人的には、政治職の人々の、自分に決定する権限を求めつつも他人に決定の責任を押し付けるというような行動が目についております。もちろんこういった行動は政治家としての支持調達のためにやむを得ない側面も持つだろうと思っておりますが、このような背景のある発言に引っ張られて地方自治制度のグランドデザインまで変更する必要があるかどうかは大いに疑わしいと思っております。

総理の説明によると、感染症法や新型インフル特措法については、それぞれの対応が所管官庁において行われる、もちろん既に行われた手直しもありますし、今後必要な手直しもあるであろうということは私も否定しませんが、そのことを前提に地方自治に関わる骨太の議論を求めるということでありましたので、グランドデザインは変える必要がないという結論も含み得るような形で理性的に議論を進めていただきたいと思います。

この際に、諮問文を読んでいて若干気になったことを申し上げますと、地方公共団体は住民のためにあるわけで、地方公共団体はもちろん住民のためということで様々な活動を行い、また、国に対する要求も行うわけですが、もちろんこれはゲームのルールとしてそうでなくてはいけない。しかし、地方公共団体、地方政府と住民というのは別物であって、地方政府の言う住民のためが本当に住民のためなのかは、これ自身はきちんと考察する必要がある論点です。特に地方制度調査会が主として、今回の諮問事項もそうですが、地方公共団体の各機関の権限、あるいは地方公共団体の活動のあり方に焦点を合わせる議論を行う、住民それ自体をきちんと議論の対象にするということが構造上どうしても少ないだけに、この点には注意する必要があるだろうと考えております。

実際、今回も諮問事項に住民という言葉は出てきていないわけです。しかし、地方公共団体は住民のために存在するが、住民は地方公共団体のために存在するわけではないということを基本に、地方公共団体相互間の関係、その他の地方制度のあり方も考える必要があるだろうと考えています。もちろん地制調が考える住民のためにも本当に住民のためになっているか反省しながら考えていく必要があるわけで、私としてはそういう研究者ならではの批判的な検討と自己省察をしながら議論に参加したいと考えています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 上智大学の大橋でございます。私も今回、地方制度調査会委員を拝命いたしましたけれども、前回の第32次から委員として参加の機会をいただいております。

ここまでの先生方のお話の中でも、今回の岸田首相からの諮問事項についてのコメントがございましたけれども、私もこちらの諮問事項を拝見して、日本の地方制度の今後のあり方に大きな影響を与え得る非常に重要なテーマをいただいたと、とても責任が重いなど考えているところでございます。こちらの場には本当に色々な専門の先生方がいらっしゃいますので、第32次に引き続き、色々と教えていただきながら、真摯に、かつ柔軟にテーマについて考えていきたいと思っております。

先生方も大分皆さんお疲れになられてきているところかなと思いますので、ポイントを絞ってお伝えしたいと思っております。2点ほど簡単にお伝えします。

1点目は、この第33次の地方制度調査会における検討というのを、国・地方関係、さらには地方制度のあり方について、より精緻な視点から整理する、捉え直す、そういったよい機会にできればと考えているということでございます。今回の地方制度調査会における検討事項の中心には、岸田首相からの諮問事項にもありますとおり、新型コロナウイルス感染症対応との関係で浮かび上がった地方制度の諸課題への対応、これがテーマとして来るのだと思われま。そこにおいては、例えばいわゆる非平時において国が全国的な対応を迅速に展開するために一定の権限を国に集中させる、そういった議論も議題として出てくるのではないかと考えられます。

そうすべきなのか、そうすべきでないのか、この辺りはこれからの調査会における検討に委ねられることになると思っておりますけれども、このコロナ対応、さらには行政のデジタル化の議論などを踏まえても、どちらかというところ、国への権限の集中とか、それから、全国的な規格の標準化とか、そういった話が出てくる傾向があるように思われます。

そして、そういった点を捉えて、こういった話がいわゆる再集権化につながるのではないかとというような懸念の声があるというのもメディアの報道などを通じて耳にするところではございますけれども、私は、必ずしもそうではないのではないかと考えているところでございます。1990年代からこの地方分権の動きというのが日本では展開されてきているわけでありまして、その時々において、それまでの取組の成果ですとか、その時点

での社会のニーズを踏まえて地方分権の取組の内容も変わってきたわけであります。そういった中で、コロナ感染症への対応、デジタル化への対応が展開する中で、平時・非平時の区別とか、それから、個別の分野においてはこういった取組が求められているのか、各種要素を踏まえつつ、地方制度のあり方をより精緻な視点から捉え直すよい機会になり得るのではないかと考えております。

2点目は、第32次地方制度調査会における検討の引き続きの深化の必要性というものでございます。第32次地方制度調査会では、いわゆる2040問題を念頭に持続可能な地方制度のあり方が問われていたところでございます。日本を取り巻く本質的な状況というのは変わっていないわけでありまして、そういった中で基本的な状況は変わっていない一方で、コロナの関係などで各種要素がより深刻化しているというようなところもあると思います。

このコロナの関係では、例えば地方公共団体間の連携の点から言うと、都道府県が果たすべき役割などにより高い注目が集まるようになったりというような新しい側面も見えてきたりしているわけなので、こういった新たな展開なども踏まえて、第32次で取り扱われたテーマについても引き続き検討を深めていけたらと考えているところでございます。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

大屋委員、お願いします。

○大屋委員 慶應義塾の大屋でございます。私の本来の専門は法哲学なのですがけれども、御縁があって地方自治関係の仕事を結構長くさせていただいております、地方制度調査会には前の第32次にも参加をさせていただいているところです。

私からは、今回のテーマについて簡単に2つほど申し上げたいと思います。

第1点は、コロナ問題等においてもトラブルが指摘されてはいるわけですがけれども、これがある意味では地方分権政策が成功してきたから生じた問題なのだということは率直に認める必要があるのではないかと思います。伊藤委員とか太田委員がリソース不足が根本的な問題だという御指摘をされました。そのとおりだと思いますが、それはある意味では、事務局資料にもありましたが、社会全体の問題が感染症から生活習慣病とか健康の問題に移っていくという背景があって、その中で、各市町村がリソースをそういった健康づくりのほうに振り向けていくという自主的で合理的な判断を積み重ねてきた結果である。

特に保健所設置市などにおいては、自分たちの手でそのような対策を取りたいという思いから保健所を自ら設置し、市町村の保健部局、福祉部局と融合させていくというような対策を取って、平時において極めて効率的で最適化された仕組みをつくってきた。だからこそ、平時の想定になかった大規模なパンデミックに直面したときに、その最適化が裏目に出ることになったのだと、こういう構造はあろうかと思います。

デジタル化にしてもそうでした、各自治体が各自治体の業務を最適化するためにそれぞれの努力でデジタル化を進めてきたところ、全体としてはつながらなくなってしまうとか、独自の定義が入ってうまいこと集計ができなくなったというようなことがあった。要

するに、個別最適化を通じて努力してきた結果として合成の誤謬が生じたということと、例えば水平連携、垂直連携も一生懸命進めてきて、お互いに事務をうまくやりとりしながら進めてきたところ、しかし、その枠組みは極めて静的、固定的であって、非平時のような想定外の問題に対応する仕組みにはなっていないのが大きな課題なのだと思います。

これ自体は例えば大橋委員などのおっしゃっていることと共通だと思うのですが、今回問題が起きたからといって、例えば集権化をしましよと、非平時を前提とした組織づくりをしましよというだけのことをやったら、恐らく非平時に特化して最適化されたシステムが出来上がり、それは平時において巨大な問題を引き起こすことになるだろうというわけです。我々が考えなければいけないのは、恐らく状況の変化とか課題の変化に応じて柔軟に変化し得るような行政のあり方とか連携のあり方とはどういうものかということを考えることではないかと思います。これが第1に申し上げたいところでございます。

第2はデジタル化に関してです。デジタル・トランスフォーメーションを進めようということが広く言われているわけです。その中で、誰も取り残さないという理念自体には私ももちろん異論はありません。しかし、どういう形で取り残さないかということについては十分考える必要があるだろうと思っています。と申しますのは、しばしばこういう誰も取り残さないということを言う方は、使えない方がいる間はデジタル化をしないと、デジタル化以前のシステムを廃止しないということを声高に主張される傾向があります。例えばコンビニでマイナンバーカードを使って住民票を取れるようになると便利ですよといったときに、マイナンバーを持っていない人はどうするのだと、使い方が分からないお年寄りはどうするのだと言って反対されるわけです。

一方では分かるのですけれども、他方で、デジタル化前のシステム、フィジカルなシステムが誰も取り残さないものであるのかどうかということに関する反省が根本的に欠けていると思います。典型的には身体障害者の方々というのは、デジタル技術がなければ住民票を取るためには不便をして市役所の本庁舎に行かないといけないわけであって、そのような移動の困難を抱えた人々にとってはデジタル技術が大きな助けになるわけです。

しばしば我々は新技術を目にしたときに、その新技術の問題点だけを議論しようとして、現在の社会があたかも何も問題がない中立的で公正なものであるかのように思い込みがちであると、そのような偏見を振り払って、やはり現在の社会で我々が抱えているフィジカルディバイドという問題を乗り越えるためにデジタル化があるのだという問題意識を明らかにすべきではないか。例えばマイナンバーカードが使えないお年寄りについて、個別に対応するための人員をつけるという対応でも取り残さないことはできると思いますし、場合によっては、そのほうが社会全体のコストは安くなるということすらあり得るであろう。デジタル化をどういう形で進めて社会全体の将来像を考えていくかという問題意識を持つべきだということを申し上げておきたいと思います。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。



それでは、岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 岡崎でございます。私も第32次から引き続きの委員を任命されましたので、よろしくお願ひいたします。委員の中では数少ないというか唯一かもしれませんけれども、地方公共団体や国の役所で勤務した経験がありますので、そういうことを踏まえてこれからの議論にも参加させていただきたいと思ひます。

先ほど来、先生からもう既に御指摘がありましたけれども、大きく分けて2つのテーマなのかなと思ひます。DXのほうは第32次の続きみたいな議論もありますし、技術の進展を踏まえてじっくり議論すればいいのかなと思ひますが、コロナについてはこれが仮に収まってしまうと、日本は割合そこで済んだと忘れがちなので、今きちんとした議論をすることは大変大切ではないかと思ひております。いい機会だと思ひます。

ただ、地制調に関係する新聞や雑誌の記事などを見ていますと、今の議論でも懸念が出ましたけれども、コロナでなかなかうまくいかない点があったので、少し集権というか集中したほうがいいのではないかという議論がちらほら見えるのが気にはなっております。

逆に、今見ていますと、先ほどリソースの不足が原因ではないかという話がありましたけれども、何が原因かというのは、どういう課題があって何が原因かというのをよく議論した上でやらないと間違えるのかなという気がします。今回の国の対応を見ていますと、権力を集中したら日本全国が全部間違えるのではないかという心配のほうが強ひ気がいたしております。

したがって非平時の議論をするのだとすれば、非平時にもいろいろ、今回の感染症のようなものがありますし、大災害とか、あるいは国防有事みたいなこともありますけれども、それぞれまた違うのだと思ひます。だから分けた議論も必要かなという気がします。

いずれにしても、まだ具体的な議論になりませんので、毎回の議論の進展を見て色々考えをまとめて発言をしまひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします

○山本委員長 ありがとうございます。

砂原委員、お願いします。

○砂原委員 神戸大学の砂原と申します。私は今回初めてこちらの調査会に参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。神戸大でありますので東京ではないわけですが、このような形でオンラインで参加させていただけるというのは非常に便利でありまして、ぜひオンラインを活用させていただきたいと思ひております。専門は地方政治でありまして、特に都市政治について研究してまいりました。最近では地方自治体間の連携のようなものについても研究しております。現状でなかなか難しいところが出てきているというのは、研究しながら思っているところであります。

たくさん出ておりますので私も2点ほど手短かに付け加えさせていただきたいと思ひます。

まず、デジタル化でありますけれども、色々な先生方が既におっしゃっているように、現実の業務の場をデジタルに移行していくというのを検討されがちではありますが、恐らくそれだけでは難しいところが大きいのだろうというのがお話を聞きしたりして思ひて

いるところであります。つまりどうしてもデジタルに合わせて今のやり方を変えるという部分は出てくるであろう、そのときに、もちろん現場を尊重しながらも、やはり大枠としてデジタルに合わせて対応を変えるという形を、こういった提言の場では推されるべきではないのではないかと考えております。

とりわけ現状で問題なりそうなところが、私自身調査をしていても、住民の方などもオンラインで情報入力することに対して少し抵抗があったりするようなどころもあります。先ほど誰も取り残さないというお話がありましたが、オンラインの入力みたいなもの、それで情報を伝える、やりとりをするというようなところに、自治体の中だけの問題ではなくて住民の方も含めて考えていくということが重要であろうということです。

加えてワンストップでのサービスのやりとりといったようなことも視野に入ってくるであろう。今回共通化されている中で、しかしながら、事務ごとにやったらまた縦割りというような話も出てくるかもしれません。そういったことを考えつつワンストップでサービスを提供するとすれば、どういったようなことができるのかといったような先のことも考えておくことが必要であろうと思います。

もう1点、感染症のほうであります。今回はどちらかという国と地方が競合的であったとか、うまく連携できなかったというようなことが強調されがちで、そのような発想から国の関与を今度増やしたらどうかというようなことも出てくるのではないかと思います。こちらに関して、出てきたようなリソース不足、あるいは責任を取れるのかといったことについては、私自身も同様に考えております。

ただ、今回うまくいったところももちろんある。うまくいったところがなぜうまくいったのかといったときに、多くの議論では知事のリーダーシップみたいなものにどうしても回収されがちになっているのではないかと、先ほどの大屋先生も分権が進んできた結果の一つとしてということをお指摘されておりましたが、地方自治体の中でどのようなプロセスで決めてきたのか、誰が実際に関与しているのかといったようなことが必ずしも十分に明らかになっていないところがあるわけです。現状の地方自治体の意思決定というものを改めて見直した上で、さらに次のステージをどのようにするかということを考えていくことが恐らく必要ではないかと理解しております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○田中委員 引き続き参加をさせていただきます事業構想大学院大学の田中里沙と申します。専門は広報、コミュニケーション、ブランディングで、地域の新たな価値創出などにも取り組んできました。現在は社会人向けの大学院にて地域人材の育成や事業創出の研究をしています。近年の傾向としましては、公共私共創と言われるところで、地域課題を解決して、あるいは発見して、それぞれの地域の価値を高めていく活動が増えておりまして、その事例を知見にして水平展開できるよう、情報発信にも努めています。

今日の議題におきまして、ポストコロナという言葉が使われながらも社会の姿は見えていませんし、なかなか描けてもいない中で、確実に首都圏や都市部は働き方が変化をしています。ただ、地域はそうでもない面もあります。テレワーク、リモートワークができるかどうか、特に都市部においては企業の競争力を左右するようなことも出てきていて、今日も人口統計のいろいろな資料を見せていただきましたけれども、地域の視点で見れば、リモートワークやワーケーションに対応できるかどうか、移住、交流、活動人口が増加するための道になるのは確実と推測されます。

またDXに関して、全ての地域のDXが重要になるということは、もう皆様御承知のところ、既に進んでいる地域にはどのような要因や要素があるのか、人口規模による進捗の差があるのか等を分析したいと思っております。さらには、別の切り口から、人口規模や、地域特性、地域課題で括って情報共有基盤やプラットフォームの構築ができるのではないかと。デジタル人材の共有化や地域を超えた課題を同じくするところが地域連携して、常時の副業の実現など、仮説などもいろいろ出ていると思いますので、持続可能な成長に向けて取り組めるかどうかを検討したいと思っております。

そして、制度設計に関しましては、第32次で提言も行われました公共私の連携も進んで、現場では次なるステップに進む際にボトルネックになることが顕在化します。それを制度改革との関係でどうするのか。先ほどの資料でも、法令によって制度が定められていない事務が存在する中で、これは現実はどう進むのか、各地域の条例などで運用されていて、それがうまくいっているもの、いっていないものがあるのかなども、整理する必要があるかと思っております。

DXの視点では、住民のデータ・情報の取扱いなどの確認ポイントもあるかと思っております。現場を見ていて思うことは、役割分担と連携というのは、ともするとベクトルは同じ方向を向かないようなケースもありまして、今こそ住民視点でシームレスな体制になるのかどうかを見極めたいと思っております。

昨今のようなコロナ禍では、報道される医療や福祉や教育、防災のような、日本全体の動きと、居住する自分の自治体との違いや自治体間における時間差など、多くの人が気になるところです。今こそ主語を明確にした責任と役割の明確化をどうしていくかというのを地方制度調査会で丁寧に議論できればと思っております。

住民に有益な形で利活用及び活性化を目指すものとして、マイナンバーカードを考えたいです。ワクチン接種の証明等で経験した人が改めてマイナンバーカードの利便性を実感したという声も出ていますし、カード作成数も上がってきていますので、このところをどのように政策と連動させていくかが問われます。

最後に、議会について、昨年の衆院選、衆議院における女性の比率というのが9.7%でしたか、さらに減少したと思っておりますけれども、議会においてはクォーター制の実現や女性候補者を増やすという取組が議論されながらも、なかなか状況は変わらず、厳しい状況がありますので、住民自治を実践するための議会の姿、あり方というのを丁寧に検討していく

ことができればと思っております。

以上、よろしく申し上げます。

○山本委員長 ありがとうございます。

谷口委員、お願いします。

○谷口委員 慶應義塾大学の谷口です。専門は政治学、特に有権者や政策に関わる政治過程です。地方の制度や行政について、この場でも大変たくさんの方の事を学ばせていただいております。そして、感じますことは、先生方もおっしゃられているようにガバナンスや制度設計で目指す全体最適という面と各自治体のあり方や住民の皆さんの幸福といった個別最適をどうすり合わせていくかという点だと思います。

御存じのとおり、今日の我々の社会では消費や情報環境といったものが個人に即時に最適化されていくような傾向にあり、社会も単独世帯が増えますし、個人の権利や多様性への配慮といったことがますます求められています。私どもが公共の仕組みを考える場合には、国は自治体の、また、自治体は住民の合意形成点を探っていくことが必要であり、そのためにどのような手続や思想で合意を形成するべきか、考えなければならないことが多いと難しさを感じています。

また、個別の点で関心を持つのは、決して活性化しているとは言えない地方における政治や政治参加の問題です。Society5.0やコロナ禍によって社会のデジタル化は加速化していますが、行政のデジタル化においては住民の利便性を向上させるという視点が強く、住民がある意味「消費者」のように客体化している面が感じられます。そういった行政のデジタル化だけでなく、民主主義の意思決定者としての住民、あるいは有権者を支援するようなデジタル化を考える必要があると感じています。

先ほど岩崎先生がおっしゃったように、他国においては政治自体のデジタル化が進む面があります。例えばコロナ禍において、地方議会がオンラインで運営される。あるいは住民もオンラインで傍聴したり意見を述べる。また、オープンデータを使って市民の中のエンジニアがコロナ禍の状況をリアルタイムで共有するようなプラットフォームをつくることといった、いわゆる「シビックテック」といわれる分野が成長しております。つまり有権者や住民はサービスを受ける客体だけでなく、共同体の主体であるという視点から、民主主義それ自体のデジタル化にも向き合う必要があると感じています。

とはいえ、民主主義のデジタル化を国がリードして進めるというののもちょっと逆説的な感じがしますので、本来は人々の中から出てくるのが望ましいのかもしれませんが、少なくともそういった動きに対して思索し、開かれた態度を持つことが肝要とも思っています。

こうした点は具体的な制度改善にも役立つと考えられます。現在、荒見先生とともに、直接請求制度の運用のあり方を検討する機会に参加させていただいております。これについて社会的注目が集まったきっかけは、県知事のリコールに対して大量の署名が集まったが、内容を調査すると不正が多かったという事件が起きたことです。一般的には法定署名数に達した紙の署名簿について、選挙管理委員会が選挙人名簿に載っているかどうかを確

認するという手続があるわけですが、今日では法定署名数に達する見込みがなくても、ある種の政治的パフォーマンスとして署名活動を行う場合があると考えられます。

しかし、こうした問題の一因は、ある種のアナログな方式といいたまうでしょうか、紙で署名を集めて法定数に達すると全部調べるといったような方式が何十年も続いていることもあるといえます。法定署名数に達していない場合でも、品質管理の技術として一般化しているランダムサンプリングによる少数調査を行うことは可能だと思います。また、現在では選挙人名簿に載っている住民が署名簿を縦覧する期間があり、署名者の名前や住所が見られるため、個人情報保護の観点からどうかという課題もあります。戦後にできたインフラの見直しと同様に、各種の制度に関しても今の状況に合わせてアップデートが必要という観点から、この場でまた議論させていただければ幸いです。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

土山委員をお願いします。

○土山委員 法政大学の土山でございます。第33次地制調から参加させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。私は所属としては法政大学ですけれども、住民としては2001年から京都市におりまして、それから、出身地は北海道の芦別市という旧産炭地で人口が50年間減り続けているという地域の出身でございます。そうした目線から学ばせていただいたり、意見交換を通じてお話ししたりできることがあるのかなと思ひながら、この場にいさせていただいております。

私からも諮問事項に大別して2点、短くお話しできればなと思っております。

まず、新型コロナウイルス感染症に関しては、これはゆっくりやってきて長く続いている災害であると思っております。災害であることと同時に、私たちが一般的に経験した災害は被災地とそうでないところがあつて、被災地でないところから被災地に一定の助けが来るといふ前提があつたわけですけれども、これはどの地域も、全ての地域、世界中がその被災地であるという状態が現在進行していて、なお、複合的にそうではない災害もやってくるころもあるという状況にあると見ています。

そうした災害の中では、一般的にといいますか、これは経験的に、あるいは考えれば当然とも言えますけれども、弱いところがより痛み、構造的に抱えられている弱い部分が露呈してきて痛みを与える、それまでに既にあつた問題点が顕在化してくるということでございます。そうしますと、より弱いところ、より痛みを強く感じるころがその痛み能耐えられなくなつて、いろいろなことが起こる。これが既にリアルなものになっていることはよくお分かりだと思います。命に関わるような、様々な孤立の深刻化が大きな課題となっております。

政策として考えるときには、課題を特定し制度として考えなければいけないけれども、そうした痛みや弱いところというのは意識的に可視化しないと見えにくいという構造があります。そうすると、見えにくい弱いところ、遠いところをどうやって可視化していくか

ということが課題になります。

例えば近畿圏では、私の住んでおります政令指定都市のところでもダイヤ改正がありまして、そのダイヤは減便されて固定化しています。コロナのときに当面減便で祝日休日運行していますと言われていたものが、ダイヤ改正で正式に10分に1本走っていた各駅停車が15分に1本、20分に1本になる。ダイヤ改正というのは便利になるのではなく不便になるのだ、なぜならば、人口が減っていくからだ、と体感することを目の前にして、もちろん故郷のほうではさらにその前から目にしていたのですが、そうした近畿の政令指定都市のレベルのところでもそのようなことが起こっているということにやはり衝撃を受けました。

一方で、日々東京に通って仕事をしておりますと、東京圏ではコロナのインパクトから戻っている。もちろんお一人お一人の事情の中で痛みをより感じている人々はもちろんおられるわけですが、地域として見たときには東京圏では回復していることを体感するのです。インパクトから回復していくことが前提になっているところがある。

諮問事項を拝見しておりますと、その意味ではポストコロナという言い方になっていますが、現在進行形の課題を抱えている地域にとっては、コロナ禍以前からの課題や痛みを越えていくこととセットになって、復興の前に復旧があると言われた東日本大震災、また、東日本大震災や阪神淡路大震災もどちらもまだ痛みを抱えている部分が残っている。その後の社会の制度設計を考えるときには、そこを含めて、さらにインパクトからの回復も考えることがセットになるのではないかなと思っています。

しかし一方で、国がつくれるモデルや制度設計というのは、先ほど色々な委員の方が御指摘になりましたけれども、ある意味、最大公約数です。先駆的な自治体がやれていることは全国ではやれないので、あるいは固有の自治体にある固有の事情に応えることはできないので、最大公約数的に全国で適用できる仕組みを考えなければいけない。それは国の構造的な役割、全体に適用される政策や制度を考えるというのが国の役割ですよ。そうすると、誰一人取り残さないというときに、取り残されないよう政策や制度で支える人は誰かという、それは弱みを抱えた、そしてより弱い人がより痛んでいるという事実と直面している層で、そこに誰が最初に手を伸ばすかといえば、それは間違いなく政府としては自治体政府であろうといえると思います。

一方で、それでは自治体に任せておけばいいかという、それをうまくやれるところとうまくやれないところがある。1,700の自治体があるうちで、それは分権の全体像として地域の固有性を発揮するというのは、うまくやれるところとうまくやれないところが出てくるということです。では、うまくやれないところにいる人はどうなるか。自治体がうまくやらなくてもナショナルミニマムは国が支えているので最も悲劇的なことにはならなくて、誰もが憲法に書かれている健康で文化的な最低限度の生活、その水準がどこかについては時代や社会によって議論があるけれども、そこはそれで支えられている。

一方で、うまくやる自治体をつくることも、それを構成している、それに権限を与えて

いる人々自身の役割であるということも私たちはやはり直面していかなければいけないし、そのように伝えていかなければいけないのではないかと考えております。

課題や痛みが大きくなって、そこで大変に苦しんでいる人々がいる。そこで政府が何ができるかというときに、国や自治体の役割分担を見るときに、それはそのように地方分権という2000年の分権改革の中に残された状況や問題状況は変わっている部分はあるでしょうし、よりその趣旨を生かす制度設計とは何かということを常に問い続けていく必要があるかと思いますが、しかし原点に戻るのには、その地域を構成する人々が信託して権限を行使している主体によって支えられるという構造が、この多くの痛みが可視化されにくいマクロな状況の中で、それぞれの痛みや課題をそれぞれで超えていくということ、その取組をミクロ、現場としての自治体とマクロとしての国という中で、それを超えていくために、その関係性を考えていくということなのかなという問題意識を持っております。

また、DXに関しては、これも既に委員の方から御指摘がありましたけれども、一番難しいのは今デジタル化されていないこれまでつくってきた仕組みをどう超えるかということでございます。政令指定都市でも汎用機のプログラムの中身は既にCOBOLで書かれています。COBOLをJavaなりなんなりに変換していく。それはぽんと変えられるものではないところがあります。

また、それに対応するにも先ほど大変に多くの先生方から異口同音に指摘されたリソース不足、ヒト・モノ・カネに関わる資源の不足が、そうした今行われているやり方を、働いている人と住んでいる人がよりハッピーな状態になれるような、そういうデジタル化への翻訳をする手間や、手間を担う人がいないということが最大の問題なのではないか。そうしますと、標準仕様をつくっても標準仕様にうまく移行できなかつたり、標準仕様に移行していくこと自体が難しく、これまでのやり方を全部変えなければいけないという一番痛みの大きいことになってしまう可能性があります。

さらにデジタル化というのは、標準化することで最も効果を発揮します。しかし一方で、標準化ということは、例えば世界的なOSの普及によって日本独自の日本語OSが押し負けていったように、標準化されるということは集権化されるということでもあります。様々な動きの中でどのように標準化し、標準化することがほどよい感じの集権化につながるようにどうコントロールするのかということがマクロとしては問われていますし、現場から見れば、今行われていることをこうやるとうまくやれるというところにどのようにリソースを割けるような支援をするかということなのかなと思いつつ伺っております。

色々初めてでするので至らないところもあるかと思いますが、議論を通じて私自身も学ばせていただければと思っております。長くなりまして失礼しました。よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 東京大学先端科学技術研究センターの牧原です。地方制度調査会には第32次

から参加させていただいております。

時間もあまりありませんので、手短に私の考えを説明させていただきたいと思います。

先生方が色々な御意見を言われましたが、第1点目は、今回の諮問文の中の「ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から」というこの言葉から言いますと、DXもコロナ対策も大事なのですが、第32次地方制度調査会で議論したところの人口減、今日の資料の最初にあったところですが、2040年が徐々に近づいているというところでどう考えるか。やはりこの問題を抜きにはできないのではないかと思いますので、こういった直近の問題に合わせて人口減をどう捉えるかということもここでも引き続きいろいろ議論していただきたいと思います。

第2点目は人口規模に関わることです。日本は今人口1億2000万ですけれども、1億2000万の人口を抱えて、津々浦々住民に対して働きかけている、しかも先進国である、しかも単一主権国家であるというのは実は世界的に極めて異例であるということでありまして、特にDXでモデルになっている多くの国は、日本の都道府県レベルの人口しかない国を念頭に置かれていますけれども、日本の場合同じようにはいかないということだと思います。これをどう考えるかというのが、やはり大きな問題になるのではないかと。人口が減るといってもそれは何十年か先なので、当面この1億2000万をどう捉えるかということをお考えざるを得ないと思います。

その場合に、今日も資料にありましたけれども、国が直接把握するというやり方、あるいは市町村が捕まえたところを国・都道府県がさらに乗っていく場合、おおむね二通りあるわけですけれども、やはり都道府県をどう捉えるかということが私は非常に大きなテーマになってきて、これが大都市制度のあり方とも関係してくると思っております。これは私のかつての研究で言えば、警察法を現行の制度にするときに国に集権するか、国と自治体警察の間で都道府県警察を充実させるという法改正となり、現在それが機能しているのも一つの例だと思いますが、都道府県も一様ではないので、これをどのように考えるかということが大きな課題になるかと思っております。

3点目はコロナに関する点ですけれども、ぜひこれまでのコロナで何をしたのかということも最初に踏まえていただきたい。でないとも分何も議論できない。いわゆる検証というのはそれに近いのですけれども、既に取り組んでおられる自治体や6団体もおありなので、やはり1回そこからお話を聞くということが必要ではないかと思っております。

最後に、デジタル化については、根本的にデジタル化は大きな課題として1人も取り残さないということですが、やはりそれはタイムラグがかなりある話で、当面は取り残されるところも出てくるわけです。2025年に全ての自治体が標準化することは既に無理だろうとも言われているということで、やはりこのタイムラグを生かしながら先進的な取組は何ができるか、その条件は何かということもしっかり踏まえていただきたいと思っております。

そして、法制執務とデジタル執務は根本的に合いませんので、デジタル化の中であまり



丁寧に法律をきれいに見ることはできないはずです。これは将来どう捉えるかというのは、恐らくデジタル化の中の自治体の業務改革で既に大きな問題になってきて、デジタル技術が進めばさらに問題になるということで、その辺りをどこまでここで議論できるかということに注目していきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

村木委員、お願いします。

○村木委員 千葉大学の村木と申します。前回に引き続きよろしくお願ひいたします。私の専門は都市計画で皆様とかなり違うので、また少し違ったこととお話しさせていただきたいと思います。

今日、行政手続の情報化、デジタル化という話を結構皆さんコメントされていたと思いますが、行政内部でそれらのデータの活用可能性はどのくらい広がるのかなという感じがします。データというのをどのように活用して、私は専門が都市計画なので、開発とかの手続の迅速化がどれだけ図れるのか、データを活用してより暮らしやすい都市社会がどのように形成されるのかといった、出口のところでの活用のあり方に関心があります。行政内部の分野間調整とか手続の仕方、この辺りも含めて考えないと、ただデータが集まる、それだけにとどまらないかというところが心配です。

今日の資料を見ても、コロナ禍での人口の流入・流出の話がございました。これはコロナによって居住する場所の考え方というのが多くの方は変わったように思うのですが、住所の移転を伴わなくても2地域に暮らす方が増えていて、住民票によらない移動が結構あるはずなのです。そうすると、人口データのあり方などもフレキシブルに考える必要性があって、また、東京からの人口の流出と言われているものが一時的なものなのか、そうでないのか、そうすると、情報の頻度をどのくらい高く取っていくのかということが大事だと思います。

そうすると、人流データの活用なども考えられるわけで、これまでの公共のデータの多くというのは、例えば今日の資料もそうですけれども、住民基本台帳などの月ベースのデータもあると思うのですが、公共データは多くの場合1年から5年でまとめられるものが多くて、デジタル化を進めていくと全然頻度が合わない、もしくは粒度がとても大きいということがあって、今後のガバナンスを考える上でのスマート化とかいう観点からも、この辺りも少し検討する必要があるかなと思います。

最後に、基礎自治体ごとに人口を確保していくことはとても大事な点だと思うのですが、特に首都圏などは人の移動というのが行政界を越えて移動すると思います。そうすると、生活圈と基礎自治体のあり方、もしくは各自治体の持つ財源のあり方、これをもう少し丁寧に見る必要があるかと思います。ところが、地方自治体とお付き合いすると、多くの場合は自分の自治体の中でのことだけを考えられて、人の移動でどうなるのかというのはあまりお考えにならないので、ガバナンスと暮らしやすい都市地域を考える際に、行政界

連携でこれが解決できるのか、またはそうでないのか、この辺りも引き続き検討する必要性があるかなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員 コラボラボの横田です。よろしく申し上げます。第32次より参加させていただいております。第32次に続いて進化させていく事項もありますが、私は、新たな点では、他の先生も御指摘された、地方と国のコミュニケーションスタイルをより進化させていくことが重要だと、改めてコロナ禍を通じて感じました。

自分のバックグラウンドを御紹介させていただきますと、もともと20代はリクルートに勤めており、30前に独立をして16年になります。リクルート時代は地方の統括をしていた時代もあって、拠点の統括として各地域とのコミュニケーションをとっておりましたし、今は女性の起業家の支援をしているんですけども、各地の主となる女性起業家とともに色々と一緒にやらせていただいている、規模が全く違いますけれども、統括する立場と地域のよさを生かしてコミュニケーションをどう図っていくかということで、自分も日常的に意識しながらお仕事をさせていただいているところでございます。

そういった視点から考えると、今デジタル化で行政手続のところがまず進行しているのですけれども、地方と国の情報の吸い上げ、情報の出し方というところについてもデジタル・トランスフォーメーションをどう使うのかが非常に重要だなと思っています。伊藤先生から先ほど紙の通知のやりとり、アナログなやりとりがずっとなされているという御指摘がありましたけれども、ここも新たな手法を模索する必要があると感じております。

コロナ禍の中でどのようなコミュニケーションをしていたかというのも、私はメディアで見ただけで感じているところと言うと、発信力のある市長の方々が発する声は大きく届き反映されているように思います。裏側では色々やっていると思うのですけれども、全国知事会がウェブ会議を活用されて、頻度高く情報収集・意見交換をされて、コミュニケーションを取られていたものの、やはり有事は変化が激しくて、集約したもので判断しきれないものもあるので、もっとよりスピーディーに声の大小にかかわらず全体を把握する仕組みをどうしていくかも重要なのではと思います。

リクルート時代の話に戻るのですけれども、当時の先輩方によく言われたのが、ある一定サイクルで、統括する立場と地域との重心というのは行ったり来たりするものだけということをよく言われていて、特に有事だったり大変革期においては比較的統括する立場の重要度が増すというふうに感じているのですけれども、今後は平時と非平時でより社会の変化が早くなっておりますから、連携がよりスピーディーに取れる運用をどう整えていくかというのもぜひ議論を進めていきたいと感じています。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員、今日は途中から御参加されておりますので最後になってしまいましたが、お

願います。

○荒見委員 名古屋大学の荒見でございます。今回は初参加にもかかわらず、先約があり委員会に遅れ申し訳ございませんでした。専門は行政学、政策学、地方自治で、特にストリートレベルビューロクラシーを中心に、行政機構の末端において制度では規定できない組織的・行動論的要因がどのように政策の実施に影響を与えてくるのかを研究してまいりました。政策分野は社会保障全般、福祉、教育、被災者支援等を中心に組み込んでまいりました。

諮問事項につき、そもそもポストコロナの経済社会の課題は結局何なのかというのは、とても難しい課題で、一人一人の住民が幸せに生活していけるにはどのような制度が必要なのかというのは感じます。未熟ながら3点申し上げたいと思います。

1つ目は、コロナ禍の下では刻々と状況が変化する中で政府の課題、国と自治体に関わる様々な現実が様々な媒体で議論がなされました。国と自治体の非難合戦になっている部分もあったかと思うのですが、コロナ禍で、国と自治体、それから、自治体間関係と垂直的な政府間関係を見直すことで課題が解決できることはどこなのか。政治の調整の失敗の話なのか、それとも行政制度の話なのか、この辺りをきちんと丁寧に議論する必要があるとまず感じております。

特に平時と非常時を切り分けて、非常時には国が、というような話も出ていますけれども、そのようなコマンド・アンド・コントロールの関係が成立して実際に動くのは、日頃からそのように訓練されている関係が中心になりますから、地方分権を踏まえた上での国と自治体関係にはそぐわないようにも感じますので、平時からきちんと協力できる関係を考える必要があると思います。

今回、政策を届けたい人に届ける機能が政府全体として落ちていることが気になりました。国が管理を行って機能分業をして政策のリソースを配分して、自治体が総合行政主体として領域的分業を行って、政策分野ごとの縦の流れを調整して、縦割りでは区分できない人間に対して責任を持って届けるのが行政サービスの提供の基本的な仕組みだと思うのですが、人的資源が足りない中で、危機であるときほど縦の流れとか、機能分業の流れ、つまり個別政策のロジックのほうが動かしやすい一方で、自治体現場では状況に応じて横串を刺す必要があるということで、先ほど土山先生がおっしゃっていたような見えにくいところとかを見つけて、現場に即応して対応していくのが自治体の仕事かと思うのですが、この縦と横の流れがすごくちぐはぐしている印象を受けました。

福祉分野ではNPOが自治体をバイパスして政策を提供しようというような「政策セカンドトラック」という議論も出てきているのですが、大丈夫かなというのを心配しております。個別政策分野の国・自治体関係と横串の調整の関係をどのように考えていくのか、どのようにアプローチすべきなのか悩ましいと感じております。

2点目に、人口減少が進む中での国と自治体の関係や、自治体間関係を考えていく上で、同じ都道府県ですらもその規模と性質が今まで以上に大きく異なりつつある中で、都

市部と非都市部の考え方とか、求めるものの違いとか、この調整の回路というのが失われているのではないかとという危惧は結構あります。今回の感染症に関してもそれ以外でも国がみている「地方」が、東京とか阪神圏とか都市圏の話なのではないかと思うことが度々あり、今回も諮問事項に対して、第1回総会で地方6団体関係の皆様がおっしゃっていたことを比べると両者にズレがあるように感じました。非都市部の人のニーズが取り残されていきますので、ポストコロナの社会を考える上で、それについてどのように考えていけばいいのかなと考えあぐねています。

3点目に、人口減少が進む中で住民の顔がきちんと見えるような国・自治体関係をどのように築いていくのかということに問題意識を持っております。人口減少については2014年の消滅自治体ショック以降、いろいろなところで言われていますが、現場というか地域で活動している方の話を聞くと、外から言われるまでもなく、日常のお役目をやる上で人が減っているとか、活気がないなということを感じて試行錯誤されているのが実態のように思います。

その中で、現在デジタル化や広域連携が問題の解決策になるような感覚がどうしても出てきてしまうのですけれども、あくまでこれらは手段ではないかということをしっかり考える必要があるのではないかと考えております。実際に多くの地域社会を動かしているのは行政と住民の間、もしくは支えている住民間の顔と顔の見える関係、かつヒューマンサービスなので、ここに関してもデジタルとか広域連携とかが入ってきたときに、その関係を促進できるのか、先進自治体以外の自治体においてどういった効果が出るのかということを考えていく必要があるのではないかと考えています。

併せてデジタル化に関して、今、個人情報保護法の改正に即した自治体の条例改正の議論にずっと関わっているのですけれども、やはり現場で議論するなかで戸惑いが見られています。国のガイドラインが未完成で、実際にはこういう現場のニーズがあるのだけれども、法改正の趣旨からここに関しては一定以上の規律はしないしてほしい、もしくは個人情報保護委員会に判断を仰いでほしい、しかし、そもそもそれに個情委が対応できるのか、というようなことがしばしばあり、では、生じた問題の責任を誰が取るのかとか、国がきちんとやってくれるのか、いったい大丈夫なのか、と議論が紛糾している現状があります。

住民の生活に最終的な責任を持つのは自治体でありますので、標準化や利活用という部分と、実際に住民の感じる不安とか心配とのバランス、それは必ずしも単純に感情的な部分だけではないと思いますので、このバランスをどのように考えていくのかも重要だと考えております。

参加が初めてでいろいろと至らない点はあるかと思っておりますけれども、勉強させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、市川会長からも御発言をいただければと思います。

大山副会長、お願いします。

○大山副会長 第32次から引き続き市川会長、山本委員長と一緒にチームで参加させていただきます駒澤大学の大山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の方々から随分いろいろな意見を伺って、今後の審議をとても楽しみにしているところでございます。

私からは、諮問事項と関連資料として出ている地方議会三議長会からの御要望について簡単にコメントしたいと思います。

まずデジタル化です。個人的なことなのですが、最近行政機関と金融機関の窓口でたくさん届出をしなければならぬ事態に陥りまして、そのアナログぶりに茫然としたわけでございます。本当に大屋委員がおっしゃっていましたが、暇がない人は取り残されるみたいな、そういうところで経済損失もすごいのではないかという気がいたしました。でも、それもスタートラインについて制度改革もしてきたわけですから、これからちゃんとそれが動いていくように、もしまずいところがあったら少し手直しをしていくということかなと思っています。

それから、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連携でございます。これはもちろん前回からもずっとテーマになっているところで重要なのですが、一つは、現在ある仕組みがちゃんと機能しているのかなということも考えています。例えば資料にも出ている国と地方の協議の場です。感染症対策で開催はされているようなのですが、本当にどのぐらい効果があるのかというののもちょっと気になるところです。同時に、前回の地方制度調査会でも公共私連携ということをやっているわけで、国と地方の関係だけではなくて、公共私連携ということも併せて考えていかなければならぬのではないかと気もいたしております。

最後に、議会からの御要望で三議長会から声をそろえて議員の多様化ということをおっしゃっているわけで、例えば立候補環境の整備とか、そういうことは引き続き検討していく必要があると思いますけれども、私は議会サイドでもできることがたくさんあるような気がしています。先ほど田中委員からも御発言がありましたけれども、女性とか若者の参加、多様化推進とおっしゃっているのですが、実はかなりネックになっているのは議会の中のハラスメント問題なのです。そういうものはやはり議会のほうが解決していくべき問題で、一つの議会だけではなかなか難しいと思いますので、地方議会間の連携といったことでも少し考えていただきたいなと思っています。それによって風通しのいい地域社会をつくれたらよいかなということを考えております。

とりあえず以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

では、市川会長、お願いします。

○市川会長 第32次より会長を務めております市川です。よろしくお願いいたします。今日も皆様の意見は大変参考になりました。

今回の諮問に対しては、第32次の議論につながるものも多くあると感じています。

まず、DXの推進に関する上で議論を進めていく目線として、何人かの委員の皆様からも御指摘がありましたけれども、やはり住民の利便性の向上という点でしっかり取り組まれているのかということとともに、各自治体の職員の皆さんの働き方改革と質の向上に本当に資するものになっているかどうかという点もしっかり見ていく必要があるなと思います。やはりDXの推進が地域力の強化、ひいては住民の方も含めた自治力の強化につながるものでなければならないと思いますので、これを進めていく上で各自治体の皆さんが現状感じている課題等についても再確認したいなと感じています。

それから、ポストコロナ及び非平時における国と地方の役割分担ですけれども、コロナ禍において国・地方とも限られた情報、制約の中で、それぞれ全力で取り組まれてきたとは思っています。ただ、残念ながらうまくかみ合っていないところが多くありました。これは牧原委員をはじめ皆さんからも御指摘がありましたけれども、もう一度何が起きたのかという点をしっかり見つめ直す必要があります。特にその点においては制度面の課題だけでなく住民の方の目線で、どこに問題があったのかということをしっかり認識する必要があると思います。

それから、地方公共団体相互間の関係性についてです。これは第32次から広域連携の話が出ているのですけれども、広域連携の質的向上、特に非平時における協力関係の強化というのが今回クローズアップされてきていると思います。関係人口の御指摘もありましたのですけれども、そういう市民も含めた住民の安心・安全という視点で、この広域連携の質的強化に取り組んでいく必要があると思います。

最後に、全国三議長会から要請内容が来ておりますので、この点についても議論を進めていかなくてはならないと感じています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

様々な御意見を本日もいただきました。私からも一言だけ申しますと、第32次の地方制度調査会、本日の資料の11ページにその内容の後半の部分が載っておりますけれども、ここで地方公共団体の連携について議論をいたしました。今回の諮問におきましては、それに加えてさらに国との関係を考えることとなりますけれども、この点は第32次におきましても、11ページにありますように、東京圏に関して国との関係を考えなくてはならないということが既に出ていたところです。

それから、コロナ対応のような緊急時においては、どうしても地方公共団体に対する国、あるいは市町村に対する都道府県の役割が大きくなる点があるという点が、第32次の議論に加えて必要になってくるかと思っています。

しかし他方で、第32次におきまして、連携について考えた基本的な考え方は、なお妥当するところがあると思います。一つには、公共私も含めたコミュニケーション、そのための場が重要であるという点は、緊急時、あるいは国との関係を考える上でも重要な視点かと思っています。

それから、連携して一体となって融合して事務を処理するのはいいのだけれども、役割や責任の分担がはっきりしていないと、結局知らぬ間に関与が強まってしまうのではないかという議論がありました。緊急時におきましても先ほど来、結局責任をどこも負いたがらないということがあるのではないかという議論がありましたけれども、役割と責任をはっきりさせることが重要ではないかと思います。そして何より、緊急時に対応するのに、急に連携して協力しましょうと言ってもうまくいかないわけで、平時からの連携、協力のあり方を考えなくては緊急時に対応できないということがあります。以上の点で、第32次の諸々の議論を踏まえて、さらに議論を深めていくことができればと思います。

それでは、今日はここまでいたします。

本日は、事務局より諮問事項に関連する資料の説明を受けました。第32次でもそうだったのですけれども、地方制度を考えるということではあるのですが、現実の課題から出発して、そこから問題を引き出していくという視点が重要です。先ほど住民の視点が重要であるという指摘がありましたけれども、住民の視点、あるいは課題から考える必要があるかと思います。

それから、牧原委員、市川会長からもお話がありましたように、まず今回のコロナ対応等に関係する省庁、あるいは地方公共団体の課題に対する認識、取組についてヒアリングを行うことが必要かと思います。そして、当委員会として諮問事項に関する現状や課題を丁寧に把握するところから出発したいと思います。したがって、次回の委員会からは、関係省庁、地方公共団体の関係者をお呼びしてヒアリングを行うことにしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、ヒアリング対象やヒアリング事項等につきましては私に御一任をいただきたいと思います。事務局とも打ち合わせをして決めていくことにしたいと思います。

次回の日程につきましては追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくお願いたします。なお本日の資料につきまして何か質問等がございましたら、事務局に適宜御連絡いただければと思います。特に締切りを設ける話でもないと思いますので、事務局のほうにお寄せいただければと思います。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりましてありがとうございます。